

## 経理部門の基本有用情報 今月の経理情報

### 今回のテーマ： 役員の訴訟リスク

役員は任務懈怠や重大な損害を第三者に与えたことを理由に株主等からつぎの訴訟を起こされるリスクがあります。

#### 株主代表訴訟と第三者訴訟

	株主代表訴訟 (株主が会社に代わって役員を訴訟)	第三者訴訟 (役員の重過失を第三者が訴訟)
原告	株主 ※譲渡制限が付いていない会社の場合、6か月以上株式を継続保有している株主	第三者 (株主・取引先・従業員等)
被告	・取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人 ・発起人	同左
訴訟事由	<ul style="list-style-type: none"> <li>・任務懈怠責任(会社法 423 条)</li> <li>・特別責任               <ul style="list-style-type: none"> <li>違法な利益供与(会社法 120 条)</li> <li>違法な利益分配(会社法 462 条)</li> </ul> </li> </ul> (訴訟例)回収の見込めない子会社への多額融資、自己株式の違法取得など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者への賠償責任(会社法 429 条)</li> <li>・不法行為責任(民法 709 条)</li> </ul> (訴訟例)欠陥商品の販売、粉飾決算、名誉棄損など

2014年の会社法の改正により、一定の要件を満たす場合には完全親会社の株主(1%以上を保有)が100%重要子会社の役員を訴えることが可能となっています。

#### 株主代表訴訟の留意点

裁判への参加	株主と会社は原告又は被告の補助のため共同訴訟人として裁判への参加が可能 ※会社が被告側の補助として参加する場合には監査役の同意が必要
訴訟の告知	株主が訴訟を起こした場合、会社が訴訟に参加できるように、遅滞なく訴訟の告知を会社にする
和解	原告である株主だけでなく会社も和解に同意をすることが必要

#### お見逃しなく！

D&O 保険(会社賠償責任保険)の保険料は、つぎの要件をいずれも満たす場合には、その保険料の全額を会社費用とすることができ、給与課税が不要となります。

- ①取締役会の承認
- ②社外取締役全員の同意

なお、社外取締役を置いていない場合には、②の要件を満たさないこととなり、株主代表訴訟に係る特約保険料は給与課税の対象となります。